

## 議第68号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福井正明

---

### 損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

次のように損害賠償の額を定めることにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項および高島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第270号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

#### 1 事故の概要

平成29年2月12日午前11時35分ごろ、高島市今津町桜町一丁目10番1地先の交差点において、一時停止の標識を見落とし、停止することなく交差点に進入した市職員（当時）運転の公用車が、右側から進行してきた車両と衝突し、その車両に同乗していた日本私立学校振興・共済事業団加入者が、頸髄の損傷を負った。

#### 2 損害賠償額

上記事故による傷病に対する損害賠償額は、日本私立学校振興・共済事業団が私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第47条第1項の規定に基づき代位取得した損害賠償額10,262,832円（給付額12,828,540円に、過失割合8割を乗じた額）とする。

#### 3 相手方の住所および氏名

住所 東京都文京区湯島一丁目7番5号  
氏名 日本私立学校振興・共済事業団